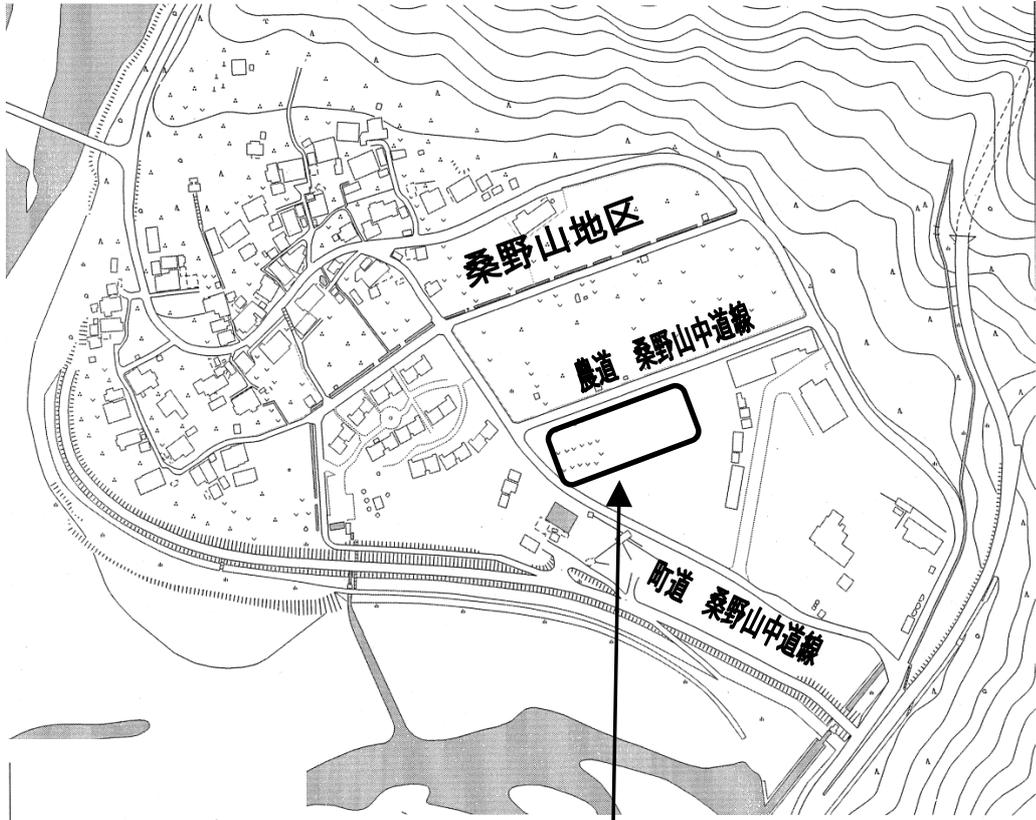
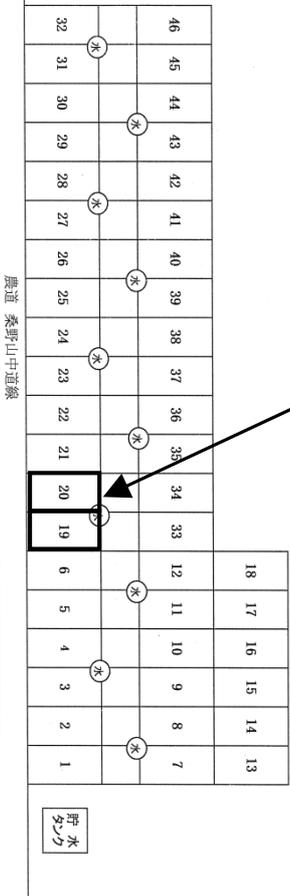


川根本町桑野山



区画 46区画 (共用農業用水あり)
※1区画 50m² (5m×10m)

使用不可区画 2区画 (区画番号: 19, 20区画)



ゴミ	持ち帰る
通路	他の区画と接する箇所はそれぞれ40cmの通路を設け、雑草やゴミを置かない。
雑草	各自の区画内で処理する。 雑草はほおっておくと、自分の作物が埋もれてしまうだけでなく、近隣の畑の迷惑になるので気をつけてください
水	必要以上使用しない。
農業	農業は正しく購入、正しく管理、正しく使い、正しく処分しましょう。
あいさつ	利用者同士、また地元の方へ気持ちよいあいさつを。
その他	農機具は各自で。貸付規定の遵守。